

2026年2月8日（日）
愛知県選挙管理委員会事務局
担当 増田、神谷
内線 2234、2235
ターミナル 052-954-6069

第51回衆議院議員総選挙等に係る分割開票区（西尾市）の設置について

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査について、西尾市の佐久島投票区（離島）について、悪天候のため定期航路が欠航となったことから投票箱等の輸送が困難となりました。

このため、西尾市の開票区については、公職選挙法第18条第2項の規定により、「西尾市佐久島投票区分」と「西尾市佐久島投票区以外の投票区分」に分割して、開票作業を行うこととしました。

なお、今後の開票速報については、佐久島投票区分と佐久島投票区以外の投票区分を合算した上で西尾市分として発表します。

【参考：公職選挙法】

（開票区）

第18条 開票区は、市町村の区域による。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において市町村が2以上の選挙区に分かれているとき、又は第15条第6項の規定による選挙区があるときは、当該選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

2 都道府県の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、特別の事情があると認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設けることができる。

3 略